

野生生物管理

● 外来生物対策

- ・ 外来生物対策を徹底するため、特に厳正な保護を図る特別保護地区内において平成 18 年 1 月より全ての動植物を放出する規制行為に追加。
- ・ 脆弱な生態系を有する島しょ部の小笠原、西表島等において侵略的外来生物（グリーンアノール・オオヒキガエル等）の重点的な防除を実施するとともにボランティアの協力を得て外来植物の除去などを各地で実施。



オオヒキガエル



グリーンアノール

● 希少動物の保護、モニタリング

特別保護地区では全ての動物の捕獲が規制されているが、特別地域内においても特に保護すべき動物を選定し、当該指定動物の生息地保全、捕獲規制、アマチュア研究者との協力によるモニタリングの推進等を実施。

	指定動物名	規制される国立・国定公園
は虫類	タイマイ	西表国立公園、沖縄海岸国定公園（慶良間地域）
	アオウミガメ	霧島屋久国立公園（屋久島地域）、西表国立公園、沖縄海岸国定公園（慶良間地域）
	アカウミガメ	霧島屋久国立公園（屋久島地域）、西表国立公園、沖縄海岸国定公園（慶良間地域）
昆虫類	オガサワラアオイトトンボ	小笠原国立公園
	オガサワラトンボ	小笠原国立公園
	ミヤジマトンボ	瀬戸内海国立公園（宮島地域）
	ウスイロヒョウモンモドキ	大山隠岐国立公園（大山嶽地域、三瓶山地域）、氷ノ山後山那岐山国定公園
	台湾ツバメシジミ（本土亜種）	西海国立公園（平戸島・生月島地域）
	ミヤマシロチョウ	八ヶ岳中信高原国定公園



アオウミガメ



オガサワラトンボ



ミヤマシロチョウ

● 大型獣（シカ）食害対策

全国的にシカなど、鳥獣による農林業や生態系への被害が増加する中、国立公園においても対策が急務。環境省では、関係者と協力して、知床、尾瀬、大台ヶ原においてシカ食害による生態系被害対策を実施。



新しい公園づくり

● 広範な関係者との参画による魅力的な国立公園づくり推進事業

魅力ある国立公園づくりを実現するためには、国、地方公共団体、地域住民、NPO 法人等の公園管理を担う関係者が円滑に参加・協働するとともに、国立公園の自然環境の状態や各主体の取組状況を踏まえて、公園毎に目指すべき目標や目標を実現するための計画を策定し、適切に管理していくための仕組み・体制を構築することが必要である。

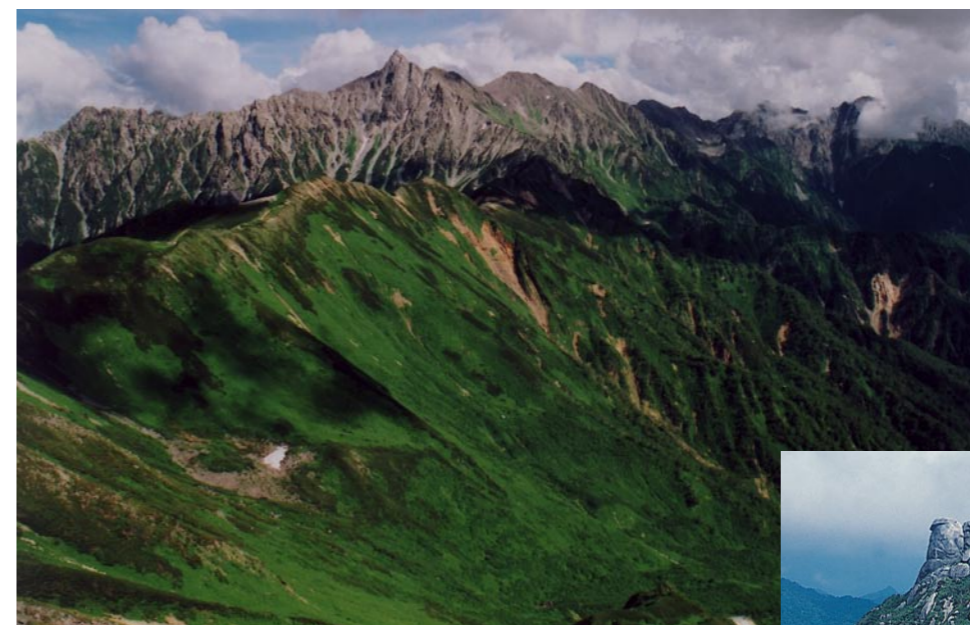
本事業は、広範な関係者の参画による協議会等を設立し、国立公園のビジョンや行動計画等の策定を協働で行いながら、公園の管理水準を向上させることを目的としている。平成 19 年度より、尾瀬・白山・石垣等の数地区においてモデル的に事業を開始するとともに、各種計画体系の見直し等もあわせて検討している。

● 国立・国定公園総点検事業

国立・国定公園はその選定基準が定められてから半世紀以上が経過しており、その間に自然環境や社会状況、風景評価の観点等に大きな変化が生じている。

そこで、既存の国立・国定公園の評価・分類を行うとともに、すぐれた自然の風景地について再評価を行うことにより、新たな国立・国定公園の指定の検討、既存の国立・国定公園の見直しを行っている。

- ① 国立・国定公園の風景、生物多様性、公園利用等のデータ収集
- ② 評価クライテリアの再検討
- ③ 全国の国立・国定公園を対象とした指定区域や公園区域の再評価実施と保護管理すべき地域の抽出



槍・穂高連峰（中部山岳国立公園）



宮之浦岳（霧島屋久国立公園）